

国の消防広域化基本指針の一部改定について

■市町村の消防の広域化に関する基本指針の一部改正 (平成30年4月1日)

➤主な改正内容

○小規模消防本部の体制強化

- ・人口減少社会の到来、高齢化の進展、大規模災害・大規模市街地火災等への対応等に鑑み、最も有効な消防の広域化を推進し、小規模消防本部（管轄人口10万人未満）の体制強化を図ることがこれまで以上に必要とした

○広域化を推進する期間の延長

- ・自主的な市町村消防の広域化を推進する期間を平成36年4月1日まで延長した

○指令センターの共同運用

- ・高機能消防指令センターを共同運用する規模については、原則、府内一区とする必要があることとした

○広域化の規模

- ・一の都道府県全体を一つの単位とした区域での広域化が理想的な消防本部のあり方の一つであることとした
- ・必要に応じ、段階を踏んだ組合せや実現可能性のある複数の組合せも定めるものとした

○財政措置

- ・広域化関連事業に対する財政措置について、消防広域化重点地域に対するものに重点化することとした

○市町村に求められたもの

「消防力カード」の作成

- ⇒消防本部を取り巻く現状の分析と今後のあるべき姿を検討し、消防本部単位で見える化
- ⇒今後の消防体制のあるべき姿について、消防の広域化や消防の連携・協力を実施することを検討

○都道府県に求められたもの

平成30年度中に広域化推進計画を再策定

- ⇒消防本部、市町村と緊密に連携した上で策定
- ⇒各市町村の消防力カードを参考に検討

大阪府消防広域化推進計画の再策定

■再策定に向けての国の考え

➤推進計画に盛り込む基本的な項目

1 約10年間の振り返り

消防組織法が改正された平成18年以降の約10年間についての振り返り

- (1) 推進計画に対する広域化の進捗状況
- (2) 広域化した消防本部の広域化の効果
- (3) 消防需要の動向 等

2 現況の把握

消防力の実情、消防本部の財政、人事管理等の現況を把握する

3 今後の消防体制の展望

更なる人口減少・高齢化の進展等も踏まえ、今後の消防体制を定める

- (1) 将来の都道府県内の消防本部のあるべき姿（規模、消防力等）
- (2) おおむね10年後までに広域化すべき組合せ
- (3) 推進期限までに広域化すべき組合せ
(段階的な組合せ・複数パターンの組合せも検討)

➤その他推進計画に盛り込む事項

- ・消防広域化重点地域についてはこれまで以上に積極的に指定
- ・消防の連携・協力（水平連携）についても、指令センター等を中心に新たに記載

大阪府消防広域化推進審議会の開催
(広域化と併せて水平連携を議論)